



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
 東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
 TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

平成 27 年度税制改正大綱

昨年の 12 月 30 日に税制改正大綱が発表されました。法人実効税率が 34.62%→32.11%に下がりますが、その財源確保の観点から課税ベースが拡大されています。

①欠損金の繰越控除制度を控除前所得の 65%に制限（平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する繰越控除をする事業年度は 50%に制限）ただし、繰越期間を 10 年に延長（たった 1 年だけ！）されました。

※中小法人等については現行の控除限度額のままです。

②受取配当等の益金不算入制度も厳しくなりました。現在、関係法人株式等（持株割合 25%以上）については 100%益金不算入ですが、持株割合の要件が 33.3%超に引き上げられます。また、一般の株式等（持株割合 25%未満）については 50%益金不算入ですが、持株割合が 5%超～33.3%以下に変更され、持株割合 5%以下については 20%益金不算入となります。

③外形標準課税については、付加価値割、資本割の税率が上がり、所得割の税率が下がります。

④電子書籍・音楽などインターネット配信サービスについては、サービスを受ける者の住所地で内外判定することに見直されましたので、日本の消費者は今後消費税を負担しなればなりません。

⑤ファンドに関しては、TMK に係る課税の特例について、平成 22 年 4 月 1 日前に設立された TMK のうち平成 27 年 3 月 31 日までに業務開始届出をしていないものに対して、同年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について、特定出資の国内募集割合が 50%を超えていることとする要件が適用されます。

上記以外にも様々改正点がありますが、中小法人については業績回復が遅れていることから、税率改正は見送られ年 800 万円以下の所得については 15%の法人税率が維持されました。日本の全法人の 70%が赤字ですが、今回の税制改正は全体的に見て赤字法人に厳しいものとなりそうです。

今年の漢字は「税」に決定！

新年あけましておめでとうございます。平成 27 年も皆様にとりまして良い一年となりますことを祈念いたします。

と新年のご挨拶を申し上げますが、実はこの原稿を書いている週に今年の漢字が清水寺で発表されました。ご承知のように「税」だそうです。私は「消」ではないかと思ってましたが、ノミネートにも挙がっていませんでした（汗）。

この「税」という漢字の由来はそれぞれの部首の意味を知ると納得できるかと思います。「のぎ偏」の「のぎ」とはイネ科の植物が実って先端にトゲ状の小穂ができた状態を意味します。五円玉に描かれているあの図です。つまり「実り」の象徴です。旁（ツクリ）の部首は「兌」（ダ・ダイ）の変形で衣服をはぎ取ることを意味するとして「脱」などに名残があるという語源と「説」（よろこぶ）という語源があります。「税」に関しては前者ではないでしょうか。「その年の実り（の一部）を召し取る。」と考えますと税の性質を表現しているものと思いませんか。

一方、英語では税を「tax」と表現しますが、諸説ある由来のなかに「ticket」と同語源として「参加費用・入場券」という意味を共有しているものがあります。民主主義を自ら勝ち得た国でできた言葉だなあという気がしますね。ですから「taxi」は「料金を払って乗る車」のことなんですね。

さらに派生的に、金銭の拠出に代えて労働を提供するという意味で「task」（仕事）に形を転じた言葉も生まれました。

読者の皆様には、「お上にはぎ取られる」というよりも社会への参加費用として納税していただいて、その分「物申す市民」であっていただきたいと切に願います。